

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	53 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	36 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

私は、昭和56年10月ごろに、A市役所に出向いて国民年金加入を行った。

加入後、申立期間の2か月の国民年金保険料は、納付書を使って市役所窓口又は市役所内の金融機関で納付した。

申立期間の保険料は納めているので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、既に厚生年金保険の老齢年金受給資格期間を満たしていた上、昭和56年10月16日付けで、国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人は年金への関心が高かったものと考えられる。

また、申立期間は2か月と短期間である。

さらに、A市では、当時、国民年金加入を行った被保険者に対して、手書きの納付書を発行していたとしており、申立人の陳述と符合する上、年金への関心が高い申立人が、任意加入した当時の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私が30歳になったころ、母が私の国民年金加入手続をしてくれ、母が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間について、当時同居していた母と弟の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納と記録されていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親及び弟との4人暮らしで、父及び弟と一緒に同じ仕事をしており、申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたと陳述している。

これについて、申立人の母は、保険料納付の詳細は覚えていないが、自分がしたなら、必ず申立人及びその弟の二人分の手続を一緒にしていると思うと陳述するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に当時同居していた申立人の弟と連番で払い出されたことが確認でき、申立人の母の陳述と符合する。

また、申立人の母が、一緒に保険料を納付したとする申立人の弟については、申立期間を含む、昭和50年4月から52年3月までの保険料が過年度納付されている上、申立人の母も申立期間前後の期間の保険料を完納しており、申立人のみ申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の弟の特殊台帳には、上述の過年度保険料が昭和52年12月に納付されたこと、及び53年1月に12か月分の保険料が誤納により還付処理されたことが記載されており、申立人及びその弟の過年度保険料が収納された際、行政機関の事務的処理が適切に行われなかった可能性も否めない。

加えて、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年ごろに、夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、加入以降の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を一緒に納付していた。

加入当初は、1か月又は3か月に一度、保険料を自宅に来訪する集金人に納付書で納付していたと思う。

国民年金手帳が送られてきた昭和37年1月以降に、集金人が年金手帳にそれまで納付していた期間の保険料の検認印を押してくれたが、私の手帳だけ、集金人が検認印を押すのを忘れて、国民年金手帳印紙検認台紙を切り取ったと思う。申立期間の保険料が私だけ未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、平成8年に60歳に到達するまでの間、任意加入期間を含めて保険料に未納は無く、厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を継続して納付（当該重複納付に係る保険料は、平成20年10月に還付手続済み。）するなど、国民年金の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和37年1月に、その夫と連番で払い出されているところ、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は、現年度納付されており、申立人のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は、12か月と比較的短期間である。

加えて、申立人の陳述は、一部当時の状況と符合しない点はあるものの、申立人の当時の記憶は曖昧であり、この点のみをもって、申立期間の保険料が納付されていないとは判断し難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年7月まで

昭和50年当時、自宅に市役所の人に来て、以前に納めていない保険料を納めることができる最後のチャンスだと言われ、夫と二人で市役所に行き、夫婦二人分の国民年金に加入した。金額は覚えていないが、当時としては大金でびっくりしたことを覚えているし、二人で行って夫婦二人分を現金で納めたのを覚えているので、夫は納付済みなのに私だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年当時、市から特例納付の説明を受け、夫婦そろって夫婦二人分の保険料を納めに行ったので、夫は納付済みで申立人が未納のはずはないと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、特例納付したとする申立期間後の国民年金加入期間である昭和50年12月から平成9年11月までの264か月にわたり保険料を完納していることが市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、夫婦二人の国民年金への加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和51年1月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。また、夫の納付記録をみると、申立期間について、納付期限が50年12月末日である附則18条により特例納付を行っていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できることから、夫婦は同年後半に加入手続を行ったものと推定でき、特例納付を前提に同年ごろに加入したとする申立人の陳述と符合する。

さらに、夫婦二人分の資格記録をみると、申立期間直前の夫に係る厚生年金保険被保険者期間（10年超）及び申立期間直後の申立人に係る同被保険者期間（7年超）を把握した上で、特例納付の期間設定がなされていることが市の

被保険者名簿から確認できることから、申立期間に係る夫の特例納付は受給権確保の必要性からなされたものではなく、未納期間の解消のために行ったものと推定できる。同様の理由から、申立人についても特例納付は可能であり、未納期間について夫婦二人分を納付したとする申立人の陳述に不合理な点はみられない。

加えて、申立人の特殊台帳を見ると、本来、未加入期間として管理されるべき申立期間に後続する昭和 43 年度以降の納付記録が、当初誤って未納として管理されていた状況が確認でき、行政側の納付記録の管理に混乱が生じていた形跡がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月  
② 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 61 年 2 月から同年 5 月まで

私は、昭和 51 年に姉の勧めで国民年金に加入し、役場の出張所に会社勤めも経ながら保険料を継続して漏れなく納めてきた。それなのに未納とされているのはおかしい。納付した金額は分からないが、1 万円にはなっていなかったと思う。会社を辞めた都度国民年金への切替手続をし、毎月納付書で直接役場に納めたので、厚生年金保険と厚生年金保険との間が未加入とされているのは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年ごろ国民年金に加入し、以降の保険料については、厚生年金保険加入期間を除き、その都度再加入手続をし、継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、未加入期間とされている申立期間②についてみると、この期間直後に係る昭和 61 年 1 月 1 日付けの資格取得日について、特段の意味はみられず、正しくは 60 年 6 月 1 日付け強制加入とされるべきであった。また、申立期間③についてみると、この期間直前の 61 年 2 月 1 日付け資格の喪失の処理は 63 年 3 月 11 日に追加していることが社会保険庁の記録から確認できることから、この処理がなされるまでの間、行政側は国民年金加入期間として認識していたものと推定できる。一方、この期間前後は現年度納付されていることが同記録から確認できるとともに、当時、申立人は自宅で資格を取得のための勉強中で、仕事は一切していなかったとしており、これら一連の資格の取得及び喪失処理

に不自然さは否めず、申立人が 61 年 6 月以降の度重なる国民年金の資格の再取得手続を適切に行っている点を踏まえると、何らかの事務的過誤が介在していた可能性も否定できない。

次に、申立期間①について、A市の被保険者名簿を見ると、申立人は厚生年金保険加入に伴い、昭和 53 年 5 月 1 日（後に昭和 53 年 3 月 22 日に訂正。）付けで資格を喪失していることが確認できるものの、その後、この期間に係る資格の再取得がなされた形跡はみられない。この場合、申立期間①は未加入期間となるため、制度上、保険料を納めることはできない。

また、A市では、申立期間①は厚生年金保険加入期間として認識していたものと推認でき、同市で保険料納付がなされたとは考え難い。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間①当時の居住地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかった。

このほか、申立期間①の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年3月  
② 昭和48年9月  
③ 昭和48年10月及び同年11月

私は、昭和47年3月に会社を退職して14日以内に国民年金に加入し、申立期間①及び②についてはA市の出張所の窓口、③についてはB市の出張所の窓口で納付した。それなのに申立期間が未納とされており、納得できない。

金額は覚えていないが、窓口に出向いて毎月現金で直接納付しており、最初の加入手続の後の国民年金の再加入手続はそれぞれの申立期間できちんと行ってきた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月ごろ国民年金に加入し、加入時以降の保険料について、継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、現在、未加入期間として管理されているこの期間は、正しくは昭和47年3月8日付け強制加入、すなわち、制度上、保険料納付が可能な加入期間として管理されていたものが平成20年1月21日に取消処理されるとともに、昭和47年4月1日付け強制加入に訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。一方、本来、正しく管理されていた資格記録を、あえて訂正する理由は見当たらず、納付記録の管理についても何らかの事務的過誤が介在した可能性は否定できない。

次に、申立期間②について、A市の被保険者名簿を見ると、申立人は厚生年金保険加入に伴い、昭和47年7月10日付けで資格を喪失していることが確認

できるものの、その後、申立期間②の保険料納付に必要な資格の再取得がなされた形跡は見られない。この場合、A市では、申立期間は厚生年金保険加入期間として認識していたものと推認でき、同市で保険料納付がなされたとは考え難い。

また、申立期間③についてみると、申立人は、昭和48年10月にB市へ転居している。一方、申立人の資格記録をみると、申立期間②及び③に後続する厚生年金保険の資格の喪失に伴い、同市において新たに手帳記号番号の払出しを受け、62年2月1日付けで資格を取得していること、その際、併せて同年3月3日に申立期間②及び③に係る資格の再取得及び喪失処理がなされていることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、新たな手帳記号番号の払出時点では、これら申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっている。また、同市では、この手帳記号番号が払い出されるまでの間、申立人を国民年金加入者であると認識しておらず、同市において保険料納付はなされなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間②及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 3225（審議事案 833 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年6月まで

当初の判断後、元妻が自分の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたと思っていたが思い違いであり、元妻の納付記録は申請免除となっていることから、夫婦二人分の免除申請の手続きをしてきていたはずである。申立期間について免除期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元妻は直前の2年間を含め申請免除期間となっており、元妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述に不自然さは否めないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人は、元妻が自分の保険料と一緒に夫婦二人分納付していたと陳述したのは自分の思い違いであり、元妻が夫婦二人分の免除申請の手続きをしてきていたはずであると陳述しているところ、元妻の納付記録をみると申立期間の直前の2年間を含め申請免除期間となることが確認できる。免除申請は通常、世帯単位で所得の審査が行われることから申立期間のうち、昭和58年度については元妻が夫婦二人分の免除申請の手続きを行っていた可能性は否定できない。一方、申立人夫婦は、昭和58年8月\*日付けで離婚調停が成立していることから、申立期間のうち、昭和59年度の免除申請の手続き時期は離婚後となることから、同一世帯とはならず、申立人についてはなされなかったと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年9月まで

亡夫の国民年金保険料は夫の母が納付していたが、昭和47年に夫の母が亡くなってからは、私が夫婦二人分の保険料を自宅に来る集金人に3か月ごとに納付していた。

また、そのころにA市B区から姉の家族が住んでいるC市へ本籍は移したが、C市には転居しておらず、申立期間当時も私がB区で夫婦二人分の保険料を集金人に納付し続けていた。未納による催告を受けたことも無く、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月から60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているほか、47年から申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻についても、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和44年度以降、保険料を完納しており、申立期間は納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時の保険料について、申立人の妻が自宅に来るA市B区の集金人に3か月ごとに納付していたと申し立てしているところ、申立人のB区の被保険者名簿を見ると、昭和48年3月19日にC市に職権転出と記載されている。しかし、申立人の妻は、同年4月13日にC市に転籍はしたが、43年から平成3年まではB区に居住していたと陳述しており、戸籍の附票を見てもC市での居住記録は無く、申立人の長男が昭和50年4月にA市から障害者手帳の交付を受けていることなどからみても、申立人夫婦がC市に転出し

たとは認められない上、B区の被保険者名簿に職権転出と記載されているC市の住所は、46年8月15日の住居表示以降に存在しない住所である。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和49年10月から52年12月までの期間の納付記録欄に「納他庁」とのゴム印が押されており、当時移管された被保険者台帳のあるD社会保険事務所の管轄外の市町村で保険料が現年度納付されていることが確認でき、申立人の妻が陳述するとおり、当時、B区で保険料が納付されていたものと考えられる。

以上のことから、申立人の納付記録の管理に事務的過誤が存在したものと考えられ、申立期間に係る納付記録が何らかの理由で失われた可能性を否定することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年12月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から40年12月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年10月から61年3月まで

私は、長男が出生した翌月の昭和38年9月ごろと思うが、身なりの良い女性集金人が自宅に来て、「これは支払ってもらわないといけない。」と言って、ベージュ色の国民年金手帳を渡され、妻がその場で保険料を納付したことを覚えている。その後、39年11月にA地区内に店舗を出すまでは、私が2回から3回、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付したが、それ以降は、妻が店舗に来る集金人に納付してきた。40年1月末ごろ、都合により、年金手帳を再交付してもらった。私は保険料を納付していたからこそ、当時、再交付を行ったと記憶している。申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、保険料の納付が集金人から納付書になって以降の昭和60年当時は、店舗に頻繁に来ていた銀行員に、納付書に現金を添えて保険料を納付していた。当時の確定申告書に国民年金保険料の支払金額も記載されているのに、申立期間②及び③が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和38年9月ごろに集金人から国民年金手帳を渡されて以降、夫婦二人分の保険料を申立人又はその妻が集金人に納付してきたと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、39年5月に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出

簿により確認できることから、申立人が集金人から国民年金手帳を渡されたのは、このころであったものと推定される。この時点において、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は、過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

一方、申立人は、昭和40年1月末ごろ、都合により、年金手帳を再交付してもらったとしているところ、それを裏付ける同年2月22日に再交付された小売市場使用許可証を所持している上、申立人が陳述する当時の納付状況等は、具体的かつ明瞭であり、その内容に特段不合理な点がかげないことなどを踏まえると、申立人が国民年金手帳の再交付を行ったとする当時、申立てどおり、集金人に保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述していることから、申立期間①のうち、夫婦の手帳記号番号が払い出された昭和39年5月時点において集金人に納付が可能であった同年4月から40年12月までの保険料については、納付していたものとみるのが相当である。

申立期間②及び③について、申立人夫婦の納付記録をみると、ともに申立期間①直後の昭和41年1月以降、それぞれ60歳期間満了まで、申立期間②及び③を除き、保険料を完納しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②及び③は、3か月及び6か月と短期間であり、その前後の期間を通じて、収入面及び生活状況等について変化は無かったと陳述している上、申立人の所持する昭和60年分の確定申告書控えに記載された国民年金保険料の支払金額は、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年12月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年12月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から40年12月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年10月から61年3月まで

私は、長男が出生した翌月の昭和38年9月ごろと思うが、身なりの良い女性集金人が自宅に来て、「これは支払ってもらわないといけない。」と言って、ベージュ色の国民年金手帳を渡され、私がある場で保険料を納付したことを覚えている。その後、39年11月にA地区内に店舗を出すまでは、夫が2回から3回、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付したが、それ以降は、私が店舗に来る集金人に納付してきた。40年1月末ごろ、都合により、年金手帳を再交付してもらった。私は保険料を納付していたからこそ、当時、再交付を行ったと記憶している。申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、保険料の納付が集金人から納付書になって以降の昭和60年当時は、店舗に頻繁に来ていた銀行員に、納付書に現金を添えて保険料を納付していた。当時の確定申告書に国民年金保険料の支払金額も記載されているのに、申立期間②及び③が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和38年9月ごろに集金人から国民年金手帳を渡されて以降、夫婦二人分の保険料を申立人又はその夫が集金人に納付してきたと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、39年5月に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出



簿により確認できることから、申立人が集金人から国民年金手帳を渡されたのは、このころであったものと推定される。この時点において、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は、過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

一方、申立人は、昭和40年1月末ごろ、都合により、年金手帳を再交付してもらったとしているところ、それを裏付ける同年2月22日に再交付された小売市場使用許可証を所持している上、申立人が陳述する当時の納付状況等は、具体的かつ明瞭であり、その内容に特段不合理な点があがえないことなどを踏まえると、申立人が国民年金手帳の再交付を行ったとする当時、申立てどおり、集金人に保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述していることから、申立期間①のうち、夫婦の手帳記号番号が払い出された昭和39年5月時点において集金人に納付が可能であった同年4月から40年12月までの保険料については、納付していたものとみるのが相当である。

申立期間②及び③について、申立人夫婦の納付記録をみると、ともに申立期間①直後の昭和41年1月以降、それぞれ60歳期間満了まで、申立期間②及び③を除き、保険料を完納しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②及び③は、3か月及び6か月と短期間であり、その前後の期間を通じて、収入面及び生活状況等について変化は無かったと陳述している上、申立人の所持する昭和60年分の確定申告書控えに記載された国民年金保険料の支払金額は、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年12月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

私が会社を退職し自営業を始めた昭和45年5月ごろ、妻が区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。それ以来、送られてきた納付書で、妻が銀行で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

申立期間は、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和45年5月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、保険料を完納している上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の43年4月以降の国民年金被保険者期間は、申立期間を含め、すべて納付済みである。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、その前後を通じて住所及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることから、申立人の妻が申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 47 年 1 月まで  
② 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

昭和 41 年 3 月に兄の仕事を手伝うため会社を退職した後、時期ははっきりとはしないが、母が国民年金への加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれていたと思う。

申立期間①については、昭和 44 年 4 月の結婚後は、保険料の納付については妻に任せていたため、自分では全く分からないが、妻は、確かに夫婦二人分の保険料を集金人に納付してくれていたはずであり、妻の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、私が別の会社を退職した翌年の昭和 53 年 3 月ごろに、妻が、市役所で自身の国民年金保険料納付の際に、国民年金への再加入手続を行った。保険料はその時に窓口で納付したのか、送付された納付書により後日納付したのかははっきりとは覚えていないが、確かに納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、会社退職後の昭和 53 年 3 月ごろに、妻が、自身の国民年金保険料納付の際に、申立人の国民年金への再加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、申立期間②以降については、昭和 58 年 5 月の国民年金未加入期間を除きすべて納付済みである上、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻の申立期間の保険料

は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和 52 年 12 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる一方、妻については、所持する領収証書により、53 年 3 月 6 日に同年 1 月から同年 3 月までの自身の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が会社を退職した翌年 3 月ごろに、妻が、自身の保険料納付を行ったとする陳述と符合しており、その際に、妻が、申立人の国民年金への再加入<sup>びょう</sup>手続を行ったとする陳述内容は信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②以降の夫婦二人分の国民年金保険料納付日を見ると、妻の納付日より常に申立人の納付日が先であることも確認できる。

これらのことから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った申立人の妻が、申立人の再加入当初の 4 か月の国民年金保険料を未納のまま放置し、自身の保険料のみ納付したとは考え難い。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 1 月 24 日に払い出されていることから、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 5 月に A 市で払い出され、同年 4 月から同市で現年度納付されている一方、申立人の B 市 C 区から A 市への住所変更手続は、翌年の 45 年 4 月になって行われていることが年金手帳により確認でき、陳述と符合しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳（印紙検認欄は昭和 41 年度から 45 年度までのもの）を見ると、昭和 44 年度の印紙検認欄を使用して 47 年度の検認が行われており、ほかの年度及び予備のページの印紙検認欄には検認記録が無い上、台紙も切り離されていないことから、集金人の印紙検認方式による国民年金保険料納付は同年度から開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、B社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和48年7月7日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年8月16日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 4137

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和48年2月1日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 大阪厚生年金 事案 4140

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和48年3月1日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和48年5月18日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 大阪厚生年金 事案 4144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、C社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にD健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 4147

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、B社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにB社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、16名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてB社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 大阪厚生年金 事案 4148

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、B社から新規に設立されたC社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにB社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、16名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、B社から新規に設立されたC社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにB社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、16名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、B社から新規に設立されたA社へ配置換えになり、途中で途絶えることなく勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、48年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにB社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が昭和47年5月31日に継続して勤務し（昭和48年10月1日にC社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、16名の被保険者が同意したことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年1月6日、資格喪失日は22年6月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年1月から同年3月までは70円に、同年4月から22年5月までは360円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月6日から22年6月15日まで

私は、同級生の叔父がA社B工場のC課長をしていた関係で、昭和20年12月29日にD県からE県に出て来て、正月は友人の家で過ごし、21年1月6日から22年6月15日までは同社B工場で勤務した。入社後会社の寮に入り、配属先は、F業務のG課だった。21年及び22年のメーデーにも参加し、H所に行った覚えもある。

申立期間において、A社B工場に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が寮で同じ部屋であったと申し立てている同僚二人が、社会保険庁が保管する当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立期間当時、A社B工場に勤務していたことが確認できることから、申立人が同社B工場に勤務していたことは推測できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、被保険者の中に申立人と氏名が1字違いである「I」の氏名（生年月日は、空欄。）が確認できるところ、社会保険庁が保管する「I」に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、同人の同社B工場における厚生年金保険被保険者期間（昭和21年1月から22年6月まで。）は申立期間と一致することが認められる（上記被保険者名簿と同じく生年月日は、空欄。また、被

保険者資格の取得日及び喪失日は、年月までしか記載が無い。)

また、社会保険庁の記録から「I」の氏名から検索を行ったところ、同姓同名の者は3人確認できるが、検証の結果、いずれもA社B工場に勤務していた者とは別人と判断され、同社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続の際、社会保険事務所の担当者が申立人の名前を書き誤った可能性が高いと考えられる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社B工場における「I」に係る厚生年金保険被保険者記録は申立人のものであると認められる。また、「I」に係る厚生年金保険被保険者台帳には、被保険者資格の取得日及び喪失日は年月までの記載しかないが、申立人の申立内容から、被保険者資格の取得日は昭和21年1月6日、資格喪失日は22年6月15日であると推認される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「I」に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和21年1月から同年3月までは70円、同年4月から22年5月までは360円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月4日に、資格喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年1月は1万2,000円に、同年2月及び同年3月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月4日から同年4月26日まで

私は、昭和38年の正月明けに姉の勤務先であったA社に入社し、同年4月途中で退職するまでB建物のC所にあった同社のD店で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社から交付された申立期間中の給料支払明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社において勤務していた同僚の陳述、及び申立人が保管していた同社発行の給料支払明細書から、申立人が、昭和38年1月から同年4月まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、給料支払明細書によると、申立人が同社に入社した同年1月の給与からは保険料が控除され、退職した同年4月の給与からは控除が認められないことから、A社では保険料を当月控除していたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書の報酬額から、昭和38年1月は1万2,000円とし、同年2月及び同年3月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は所在不明となっているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成5年4月から6年10月までの期間については38万円、同年11月から7年3月までの期間については34万円、同年4月から8年3月までの期間については38万円、同年4月から9年3月までの期間については41万円、同年4月から13年3月までの期間については44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から13年4月まで

社会保険庁の記録によると、A社において勤務していた期間(昭和44年4月1日から平成17年5月20日まで。)のうち、平成3年4月から13年4月までの期間の標準報酬月額が、32万円から34万円とされている。当時は会社も業績が良く、毎年のように昇給があったように記憶している。ピーク時で40万円はあったはずで、社会保険事務所に届出されている標準報酬月額は実際の支給額に比べて低すぎる。

平成17年に会社が倒産した後、雇用保険受給手続に行った際にハローワークの担当者から、A社における雇用保険加入期間が数年間しかないと言われ、会社の事務のいい加減さにあきれたことを覚えている。

申立期間のうち、一部期間については、給与明細書及び源泉徴収票等を保管しており、保険料控除額を確認することができるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、源泉徴収票(平成8年、11年及び12年。)、市府民税納税通知書(平成9年及び10年。 )及び給与明細書(平成12年4月から13年3月まで。)、並びに申立人が、「仕事内容及び給与とも同じであった。」と陳述しており、申立期間中の標準報酬月額推移が申立人と全く同一である同僚の給与明細書(平成8年3月、同年4月、9年3月、同年4月、10年3月及び同年4月。 )において確認できる保険料控除額から、平成8年1月から同年3月までの期間については38万円に、同年4月から9年3月までの期間については41万円に、同年4月から13年3月までの期間については44万円とすることが妥当である。

また、平成5年4月から7年12月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票等の提出が無く、給与支給額及び保険料控除額の確認はできないが、上記の標準報酬月額推移が申立人と全く同一である同僚が保管していた給与明細書(平成5年4月、6年4月から7年3月までの期間及び8年3月。 )から算定した当該同僚の標準報酬月額、及びA社では、毎年4月が昇給月であったことが推測されることを踏まえ、5年4月から6年10月までの期間については38万円、同年11月から7年3月までの期間については34万円、同年4月から同年12月までの期間については38万円とすることが妥当である。

一方、平成3年4月から5年3月までの期間及び13年4月については、給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料の提出が無いことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成5年4月から13年3月までの期間について、申立人に係る源泉徴収票、市府民税納税通知書及び給与明細書並びに申立人の同僚に係る給与明細書(以下、「給与明細書等」という。 )において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月1日から42年2月1日まで  
② 昭和42年4月10日から43年7月26日まで  
③ 昭和43年10月8日から45年3月31日まで

社会保険事務所で厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

申立期間については、脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後の6回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む9回の被保険者期間のうち、6回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の最終事業所であるA社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない17か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計9ページ(76人)に記載されている女性19人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし同一時期(おおむね2年以内)に資格を喪失している者は6人みられるが、受給者は申立人のみである上、申立人も被保険者資格を喪失してから8か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 6 日から 37 年 8 月 15 日まで

平成 5 年ごろ、年金受給手続の為に社会保険事務所に出向いたところ、A 社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

A 社では会社の寮に入っており、退職した時はすぐに故郷の B 県に帰り、実姉の家で仕事の手伝い等をしていた。

脱退手当金を請求したことは無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社を退職する際、会社の担当者から、『将来年金をもらうなら被保険者証を持っていればよいが、今受け取るなら 5,000 円ぐらいになる。』旨説明されたが、お金に困っていなかったこともあり脱退しなかった。」と陳述しているなど、厚生年金保険を脱退していないとする事情の説明は具体的で不自然さは見られない。また、退職後、実姉の家で仕事を手伝いながら、仕事に必要な免許を昭和 38 年 7 月に取得した上で、同年 9 月に転職したとしているところ、同時期が脱退手当金の支給決定日である昭和 38 年 4 月 23 日の 5 か月後であり、脱退手当金が支給されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後 7 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 10 人について、脱

退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は、申立人を含め6人見られるが、6か月以内に支給決定されているのは1人のみであることに加え、申立人は8か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年3月31日に訂正し、申立期間における標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から同年4月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、私は、昭和17年に入社し、途中、出向及び兵役はあったが、55年まで継続して勤務した。

昭和18年11月に戦時体制下の国家命令で、グループ企業であるD社E事業所へ出向し、出向中の19年11月に同社在籍のまま召集された。21年4月に復員し、D社E事業所に出向いたところ、「終戦によりA社に籍を戻した。」と説明を受けたので、A社に出社して、同社C支店での勤務を命じられた。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びD社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から判断して、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和21年3月31日出向先のD社E事業所からA社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年4月の社会保険事務所の記録から200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D社E事業所が保管する資料において申立人の資格喪失日が昭和21年3月31日と記録され、一方、A社C支店における資格取得日が同年4月20日とされていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和 27 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 29 年 11 月 8 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、27 年 4 月は 8,000 円、29 年 9 月及び同年 10 月までは 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 24 日まで  
② 昭和 29 年 9 月 8 日から同年 11 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。A社には、昭和 27 年 4 月から 63 年 8 月まで継続して勤務していた。申立期間も、A社C支店に在籍していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「この期間は、新人の研修期間であり、全員同一処遇で厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、B社は、「当時、試用期間は無く、健康保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①について、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務し（昭和29年11月8日にA社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年8月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失届を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答ももらった。同社には昭和38年12月31日まで勤務しており、同年12月の厚生年金保険料が控除されている給与支給明細書も有るので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に昭和38年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与支給明細書の保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを38年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和28年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月7日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入の記録が無い旨の回答を得た。同社には昭和28年5月から勤務しており、申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及びB社の人事資料により、申立人が昭和28年5月7日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のB社における昭和28年10月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する人事記録において、申立人の資格取得日は、昭和28年10月1日と記載されており、また、この取得日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月27日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和17年10月1日に入社し、51年10月31日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。

A社本店から同社B支店に転勤になった時期の昭和30年1月27日から同年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年1月27日に同社本店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日を昭和23年6月1日に、同社C支店における資格取得日を29年6月29日に訂正し、23年5月の標準報酬月額を600円、29年6月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和23年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和29年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月25日から同年6月1日まで  
② 昭和29年6月29日から同年7月6日まで

私の厚生年金保険の記録は、昭和23年5月25日から同年6月1日及び29年6月29日から同年7月6日までの期間が空白となっているが、23年6月1日付けでA社B支店から同社D支店に転勤、29年6月29日付けで同社E支店から同社C支店に転勤となった。50年3月末に同社を退職するまで継続して勤務しており、申立期間の資格の取得及び喪失手続について疑義がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員台帳の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年6月1日に同社B支店から同者D支店に異動、29年6月29日に同社E支店から同社C支店に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年4月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における29年7月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているところ、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、社員台帳の記録には、昭和 29 年 6 月 29 日に A 社 C 支店へ係長としての異動が発令された記録とともに、同年 7 月 6 日に同支店の係長に任命された旨の記録があり、また、この任命日である同日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年6月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められることから、資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月1日から同年9月7日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を23年9月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年5月1日から23年9月7日まで

私は、終戦後の昭和20年10月に姉が勤めていたC社に初めて就職し、その後A社設立に伴い同事業所を22年4月30日に退職し、当時の上司、先輩及び同僚より少し遅れた同年5月1日から同社B工場に勤務した。その後定年退職するまでA社に継続して勤務してきた。当時の上司等の記録及び私の所属部署に配属された後輩の記録があるのに、私の記録が欠落していることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社資料室に保管されている資料及び同僚照会の回答から、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁に保管されている厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和22年6月1日にA社B工場において被保険者資格を取得し、23年8月1日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得、

23年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、昭和22年6月から23年7月までの標準報酬月額については、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年8月1日から同年9月7日までの期間について、雇用保険の加入記録、A社資料室に保管されている資料及びA社B工場における同僚からの回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年9月7日にA社B工場からA社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和22年5月1日から同年6月1日までの期間については、社会保険庁の記録によると、A社B工場に係る新規適用日は昭和22年6月1日となっていることが確認でき、申立期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社B工場の当該期間に係る社会保険等の事務手続の担当者は既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態について、陳述を得ることができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和22年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月4日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、平成10年7月25日に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。昭和48年5月29日付けで同社C支店から同社B支店に転勤した際の処理誤りと思われるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年5月29日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年6月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年9月2日）及び資格取得日（昭和47年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月2日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社し、同年7月1日から厚生年金保険に加入した。その後、平成3年3月1日まで正社員として継続して勤務し、B業務に従事していた。途中で退社していないにもかかわらず昭和47年9月2日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において昭和47年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月2日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人は、申立期間もB業務に従事していたとしているところ、A社担当者及び同僚は、「申立人はずっと正社員としてB業務に従事していた。」と陳述しており、勤務実態に変更が無かったことが確認できる。加えて、申立人は、「健康保険証が必要であったため厚生年金保険に加入してくれるよう依頼した経緯があり、健康保険証を返納したことはない。」としているところ、社会保険事務所の記録においても、健康保険証が返納されたことを示

す記録は無い。

さらに、当該事業所の上記担当者は、「雇用保険の被保険者証のとおり途中で退職していない以上、厚生年金保険料は控除したと思われる。」旨、陳述している。

加えて、申立期間において、A社では厚生年金保険の加入期間に欠落のある者はほかにいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和40年4月1日に正社員として入社し、申立期間も含め継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社本社から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月15日から57年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和33年3月から、申立期間も同社に継続勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和56年12月15日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年1月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和49年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和43年3月15日から50年5月31日に退職するまでA社に継続して勤務していた。45年5月から50年2月までB国に駐在していたが、給料はすべて同社から支給され、厚生年金保険料及び健康保険料も控除されていたのに、社会保険事務所の記録において、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述内容及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間もA社において継続して勤務（昭和49年2月1日に同社本社から同社C支店に異動。）していたことが認められる。

また、海外駐在経験がありA社本社において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「私もA社在職中、D国に4年間ぐらい赴任していたが、その間も給与はずっと同社から支給されており、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳述している。

さらに、申立期間当時の上司及び経理担当者は、「B国へ駐在していた時の申立人の給与は、すべてA社から支給されていたし、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49

年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成8年7月31日に適用事業所で無くなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を48年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、46年10月は4万2,000円、同年11月から47年2月までは3万9,000円、48年3月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和46年10月から47年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和48年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年3月20日まで  
: ② 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年10月1日から48年3月末までA社に住み込みで勤務し、受付及びB事務の仕事に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入期間は、昭和47年3月20日から48年3月31日までの12か月となっている。

給与明細書によりA社での勤務期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことがわかるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る昭和46年10月から48年3月までの分の給与明細書から、申立人が、同社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し

ていたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から昭和46年10月は4万2,000円、同年11月から47年2月までは3万9,000円、48年3月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の所在も不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場（現在は、D工場。）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日まで

私の夫は、昭和33年3月1日にA社に入社し、平成13年12月12日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

私の夫は、昭和37年4月1日付けでA社E工場から同社C工場に異動となったが、社会保険庁の記録では、同社C工場での資格取得日が同年5月1日となっており、厚生年金保険被保険者記録が1か月空白とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主が提出した申立人の退職時の給与基本明細及び事業主の証言から判断すると、申立人が、申立期間を含めて継続してA社に勤務し（昭和37年4月1日に同社E工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が昭和37年4月1日にA社C工場での被保険者資格を取得した旨の届出を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を平成9年3月1日に訂正し、昭和56年9月の標準報酬月額を11万8,000円、平成9年2月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月30日から同年10月1日まで  
② 平成9年2月19日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和55年11月5日から56年9月30日までの11か月勤務し、B社に平成7年2月13日から9年2月28日までの25か月勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間は10か月、B社での被保険者期間は24か月となっている。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の在籍証明書から、申立人は、同社に昭和56年9月30日まで在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書を書き写したとする資料を所持しており、当該資料によると、昭和56年9月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は、「当時、保険料を当月控除していた。また、記載内容から判断して、申立人が提出した資料の信憑性は高いと考えられる。」と陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年8月の社会保険事務所の記録、給与明細書を書き写したとされる資料にお

る報酬額及び保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和56年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の在籍期間照会に対する事業主の回答及び申立人が所持するB社に係る給与明細書から、申立人は、同社に平成9年2月28日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持するB社に係る平成9年2月の給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているものの、社会保険事務所の記録におけるB社の資格喪失日と雇用保険の記録における資格喪失日の翌日がいずれも平成9年2月19日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月15日から同年11月1日まで

私は、昭和34年4月1日にA社に入社し、平成7年7月1日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和55年10月15日から同年11月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、A社B支店から同社C支店に転勤しただけであり、申立期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、A社提出の人事カードから、申立人が申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和55年11月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社B支店における昭和55年10月1日の標準報酬月額の定時決定に係る社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険の届出において手続誤りをした可能性が考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和24年3月25日にA社に入社後、平成3年3月末日まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和32年3月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、A社C支店から同社D支店に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びB社作成の職歴証明書から判断すると、申立人が申立期間を含め継続してA社に勤務し（昭和32年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 55 年 9 月は 16 万円、57 年 9 月は 18 万円、59 年 9 月は 20 万円、61 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、平成 3 年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、5 年 9 月は 28 万円、6 年 10 月は 34 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 12 日から平成 7 年 8 月 11 日まで  
社会保険庁の記録では、A 社で勤務した 231 か月の標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されているので、給与支払額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月は 16 万円、57 年 9 月は 18 万円、59 年 9 月は 20 万円、61 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、平成 3 年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、5 年 9 月は 28 万円、6 年 10 月は 34 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までの期間は 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月から 56 年 6 月までの期間、同年 10 月から 57 年 8 月までの期間、同年 10 月から 59 年 8 月までの期間、同年 10 月から 61 年 7 月までの期間、同年 10 月から平成 3 年 7 月までの期間、同年 10 月から 5 年 8 月までの期間、同年 10 月から 6 年 9 月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から 52 年 12 月までの期間、54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月、同年 11 月並びに 56 年 7 月から同年 9 月までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の給与の支払いに関する資料等は無く、当時の事業主も死亡しているため、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間については、当該期間に係る給与明細書は無く、申立人は、「昭和 54 年度市民税・府民税特別徴収税額の納税者への通知書」を提出しているものの、各月の厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人が、昭和 51 年 5 月から 55 年 8 月までの期間、同年 10 月から 57 年 8 月までの期間、同年 10 月から 59 年 8 月までの期間、同年 10 月から 61 年 7 月までの期間、同年 10 月から平成 3 年 7 月までの期間、同年 10 月から 5 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 6 年 9 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、昭和 51 年 5 月から 55 年 8 月までの期間、同年 10 月から 57 年 8 月までの期間、同年 10 月から 59 年 8 月までの期間、同年 10 月から 61 年 7 月までの期間、同年 10 月から平成 3 年 7 月までの期間、同年 10 月から 5 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 6 年 9 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、48年8月及び同年9月の標準報酬月額を3万6,000円とし、同年10月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月8日から同年10月1日まで  
② 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私の夫は、昭和48年10月ごろ、A社から新規に設立されたB社へ配置換えになり、退職まで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では同年8月8日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳、並びにB社に係る厚生年金基金及び健康保険組合への適用年月日が「昭和48年10月1日」であることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和48年10月1日にA社からB社に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年7月の記録から3万6,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、同基金の加入員台帳の同年10月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、申立期間②について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意したことが確認できる上、B社は同日に当該健康保険組合に加入しているこ

とから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、事業主が昭和48年8月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、申立期間においてB社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月22日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、昭和48年10月ごろ、A社へ入社し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、社会保険庁の記録では、同年10月1日から同年11月8日までの期間が未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人に係る在籍証明書及び厚生年金基金加入員台帳から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の親会社であるB社は、「申立人の昭和48年10月の厚生年金保険料は、A社から支給された給与から控除していたが、当該事業所の事務的過誤により同社に係る厚生年金適用事業所としての新規適用届を社会保険事務所に提出していなかったため、同年10月の保険料を納付していない。」と回答している。

さらに、B社の経理担当者は、「入社日を資格取得日とすることを原則としているので、当時から同じ取扱いをしている。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳の昭和48年10月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社が、昭和48年10月1日にC健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」によると、35名の被保険者が同意し

たことが確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、同年4月及び5月の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月26日から46年ごろまで  
② 昭和53年5月9日から54年3月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和45年7月21日に厚生年金保険の適用事業所で無くなった旨の処理がされているが、申立人の同社における被保険者資格の喪失日は、当初、同年6月1日と記録されていたところ、47年1月5日に、45年4月26日を喪失日とする訂正の処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人を含む多数の被保険者について昭和45年10月の標準報酬月額の改定に係る届出が行われ、その後に訂正されており、また、適用事業所で無くなった日から約1年6か月経過後の47年1月5日に申立人を含む多数の被保険者については、その喪失日は異なるものの、資格喪失日の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われている。

このようにさかのぼって資格喪失を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る資格の喪失処理は有効なものとは認められず、申立人の資格の喪失日は、訂正前の資格喪失日である昭和45年6月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和45年6月1日以降の期間については、A社は、申立期間当時、C市D区で事業を営んでいたが、申立人は、同年6月28日にE県F市へ住所を移していることが戸籍の附票から確認できるため、同日以降も申立人が同社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和45年6月1日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、B社勤務当時の同僚について、名字のみが分かる同僚1名を挙げるだけでほかは不明であると供述しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②中に同社で被保険者資格を取得又は喪失していることが確認できる複数の同僚は、「申立人のことを覚えていない。」と供述している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に健康保険の整理番号に欠番は見られない。

さらに、B社は、昭和62年1月6日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主等については生存状況を含めて所在が不明であることから、これらの者から同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月23日に訂正し、また、同社における資格取得日に係る記録を同年9月30日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、56年1月から同年4月までの標準報酬月額を9万8,000円、同年9月の標準報酬月額を9万8,000円、同年10月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和56年1月から同年4月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和56年9月及び同年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月31日から同年5月23日まで  
② 昭和56年9月30日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和55年6月にA社へ入社してから56年11月に退職するまで継続して同社に勤務していたはずであり、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元上司の証言から、申立人は、申立期間①及び②においてA社に継続して勤務し（昭和56年5月23日に同社からB社に異動、同年9月30日に同社からA社に異動、同年11月1日に同社からC社に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年12月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、56年9月を、申立人のB社における同年8月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とし、同年10月を、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同年10月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の

履行については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②について、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 9 月及び同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月は4万2,000円とし、同年7月及び同年8月は4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月24日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同行で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社人事部の在職証明書、A社の職員カード及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたと認められる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和41年6月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿をみると、申立人の標準報酬月額の変遷欄に、当該資格喪失日以降における同年7月1日付けでいったん随時改定（4万8,000円）を行ったとの記録が認められ、その後、当該随時改定をバツ印で取り消されていることが確認できる。さらに、同名簿には、同年10月11日付けで健康保険証を返納したとの記録が確認できる。これらの記録を前提とすると、同年6月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、昭和41年6月24日に被保険者資格を喪失

した旨の処理を行う合理的理由は無く、申立人の申立事業所における資格喪失日は、同年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年5月及び訂正前の同年7月の社会保険事務所の記録から、同年6月は4万2,000円とし、同年7月及び同年8月は4万8,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から同年5月までの期間、同年7月から48年3月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から同年5月まで  
② 昭和41年7月から48年3月まで  
③ 昭和51年3月

私は、勤めていた会社を退職後の昭和41年3月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をした。

昭和41年3月から48年3月までの期間(申立期間①及び②を含む。)は、当時住んでいたA市B町でも同市C町でも同じ集金人が、国民年金保険料と国民健康保険料の集金に来て、2か月ごとに一緒に納付して領収書を受け取っていた。

集金人に保険料が納付できなかった時は、自分で市役所に出向いて納付したこともあった。

その後、時期は定かではないが、市役所内の金融機関で納付するようになった(申立期間③)。

申立期間①、②及び③の保険料は、すべて私が、集金人、市役所内の窓口又は金融機関で納付したのに、未納と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和41年3月ごろに市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に同じ集金人又は市役所の窓口で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、早くても昭和48年2月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間②のうちの大部分の期間の保険料は現年度納付できず、申立期間①及び②のうち、大半の期間

の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄するD社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は市役所内の金融機関で保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金保険料は、昭和48年4月から50年12月までは3か月ごとに納付され、申立期間③直前の51年1月及び同年2月についてのみ2か月の保険料を納付していることが、申立人の所持する国民年金保険料領収書で確認できる。

A市では、当時、納付書は通常3か月ごとに発行していたとしているところ、申立期間③直前の昭和51年1月及び同年2月の領収書は、納付月数、保険料額などの必要事項についても手書きで記載された上、同年3月26日に発行されており、当時、申立人が市役所において、同年1月及び2月の保険料のみ納付する意思表示を行い、発行された当該2か月の領収書を使用して保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から厚生年金保険に加入したこと以外に当時の状況についての記憶は定かではなく、このほか申立期間③の保険料が納付されたことを示す関連資料も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私は、昭和41年7月ごろから44年ごろまでの間、A市の店で住み込みで働いていたが、退職する際、店主から、私の税金及び社会保険関係の手続きをしてくれたことを聞いた記憶があり、申立期間の私の国民年金保険料は、店主が納付してくれていたと思う。

退職後は、転居先のB市で、私が、自身の保険料を納付していた。

申立期間の私の保険料は、店主が納付してくれていたと認識していたのに、申立期間の保険料が未納と記録されており納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る申立期間の国民年金保険料は、当時の勤務先の店主が納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部の期間は、制度上、時効により納付することもできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、店主から申立人の保険料納付について聞いたことは無いとしている上、保険料を納付したとする店主は既に死亡しており、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、店主が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年1月まで

私は、国民年金発足時の昭和36年ごろに、当時住んでいたA市で夫婦二人一緒に国民年金に加入し、私が、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。

A市では、国民年金手帳をもらった記憶はなく、集金人が台帳に印鑑を押していたことを覚えている。

B市に転居後、納付していたと思っていたのに、自宅に国民年金の督促状が届き、渋々、その期間の保険料を納付した。

しかし、未納と言われた期間の保険料も納付しているのに、私の申立期間の保険料が未納と記録されており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から、夫婦二人分の国民年金保険料をA市で集金人に納付していた上、B市に転居後、未納と指摘された期間の保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月に、B市で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読み検索及び申立期間当時に申立人が居住していたA市を管轄するC社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫に係る手帳記号番号についても同様に調査したが、夫に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申

立期間を含めて国民年金保険料が納付された事跡<sup>じせき</sup>は見当たらない。

加えて、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年9月から55年4月までの間に10数回に分割して41年2月から43年3月までの保険料を特例納付していることが記録されている。当時、申立人は、当該期間の保険料を特例納付しなければ、それ以降の保険料を60歳に到達するまですべて納付しても年金受給権が得られない状況であったため、未納期間のうち、上述の期間の保険料のみ特例納付して受給権を確保したものと考えるのが自然である上、それ以外の未納期間<sup>じせき</sup>の保険料を特例納付したことを示す事跡<sup>じせき</sup>も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から58年3月まで  
時期は定かではないが、妻が、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

私の国民年金保険料は、妻が納付しており、申立期間のうち、昭和54年4月ごろから56年11月ごろまでの間は、私だけの保険料を、同年12月ごろ以降は、夫婦二人分の保険料を、毎月、金融機関で納付した。

申立期間の保険料について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が、昭和54年4月から56年11月までの期間は申立人のみ、同年12月以降は夫婦二人分を、それぞれ、毎月、金融機関で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部の期間は、制度上、時効により納付することもできない。

また、申立人の保険料を納付していたとする妻も、申立期間のうち、昭和56年12月から58年3月までの期間について未納である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から58年3月まで  
時期は定かではないが、私が、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。  
申立期間の国民年金保険料については、毎月、金融機関で夫の分と一緒に納付していた。  
申立期間の保険料について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自身が毎月、金融機関で夫の分と一緒に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は現年度納付できない。

また、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料は未納である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査及び確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3236

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年8月から63年9月まで

昭和63年10月ごろ、A市役所で、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した。保険料額はおよそ20万円であったことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、平成2年11月であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この時点において、申立期間の保険料は時効の成立により制度上納付することができない。

また、申立人の国民年金の納付状況をみると、平成3年1月に申立期間直後の昭和63年10月から平成2年3月までの保険料を過年度納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、この時点において、時効の成立していない期間の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年3月まで

昭和47年に勤め始めた勤務先が社会保険に加入していなかったため、同年6月5日、A市（現在は、B市。）市役所の窓口で国民健康保険の手続と同時に国民年金に加入した。その時の窓口担当者に、A市は、国民年金は20歳から強制加入になっているからと、43年6月から47年6月までの保険料を請求され、納付した。

約2万5,000円を一括納付し、領収証をもらったが、領収証は3年ほど前に廃棄してしまった。申立期間が納付済みであると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に国民年金の加入手続を行った際に、窓口職員に20歳の時点までさかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたため、保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人所持の国民年金手帳を見ると、昭和47年6月5日に国民年金の加入手続を行い、20歳になった時点でさかのぼって資格を取得していることが確認できる。この手続時点において、20歳の時点までさかのぼって保険料を納付するには昭和47年4月及び同年5月の保険料を現年度納付するほか、特例納付及び過年度納付の組み合わせが必要となる。申立期間を特例納付及び過年度納付を行った場合、現年度納付分を除き、納付内容ごとに少なくとも2枚以上の領収証書を受け取るはずであるが、申立人はさかのぼって納付した際の保険料領収証書は1枚だけだったと陳述しており、当時の納付実態と符合していない。

また、申立期間当時、市役所では国庫金となる特例納付及び過年度納付の保険料収納は取り扱われておらず、当時は市役所内に金融機関の出張所も無かつ

たことから、申立人が保険料を一括して市役所で納付したとの陳述にも符合しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から52年6月まで

結婚後間もなく、当時の夫の勤務先の奥様方と、国民年金に加入しておいた方がいい、という話になり、国民年金に加入した。どこかが取りまとめてくれたということではなく、各個人で加入したと思う。一回一回の納付についてははっきりとは覚えていないが、A市とB市に住んでいたころは、戸別訪問している集金人に継続的に納付していた。ほかに、納付書を用いて市役所等の窓口で納付したこともある。申立期間が納付済みであると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は結婚直後の昭和39年6月に国民年金に加入し、以後、厚生年金保険被保険者となった52年7月の前月まで継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、昭和56年2月2日に国民年金手帳記号番号を払い出されていることが手帳記号番号払出簿より確認できる。また、特殊台帳によれば、その際にさかのぼって51年7月16日に強制加入被保険者資格を取得、52年7月2日に同資格を喪失していることが分かり、払出時点において、申立期間のうち、39年6月から51年6月までの期間は国民年金の任意未加入期間のため、また、同年7月から52年6月までの期間は時効成立のため、保険料を制度上納付することができない。

また、申立期間は157か月と長期にわたり、この間、申立人はA市、B市、A市、C市、D市、E市、D市と住居を移転しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたとすれば、これらの5市及びこれらの市を管轄する5つの社会保険事務所の計10機関に申立人の納付記録が残されているはずであるが、

これらのいずれの機関においても申立期間に係る申立人の納付記録は見当たらず、これらの市及び社会保険事務所のいずれの機関も、申立人の納付記録を誤ったとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓も含め、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年10月まで  
私は、昭和43年ごろ転居したが、転居前には国民年金に加入していた。その後も市役所の支所で国民年金保険料を納めていたが、6年間ほどが未納の記録とされている。納めていたのは間違いないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに市役所支所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和48年11月12日に任意加入していることが、A市の被保険者名簿から確認できるが、任意加入の場合、被保険者資格をさかのぼって取得することはできず、申立期間は未加入期間となり保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続、手帳交付及び保険料納付についての記憶が定かでなく、申立期間の保険料が納付されたことをうかがうことはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号<sup>こんせき</sup>払出簿の内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年3月まで

再婚後に国民年金の手続をしないままだったので義姉から注意されて、昭和50年3月ごろにA出張所に加入手続に行き、B市に移って以降に納めていなかった期間の保険料が納められると聞いたので、その金額を計算してもらい、そこでもらった納付書に現金を添えて市役所本庁の年金窓口に一括して納めた。その金額は忘れてしまったが、かなりな額だったと記憶している。

申立期間のうち、厚生年金保険の加入期間についても、当時は同保険に加入していることを知らなかったので、国民年金の保険料を納めていると思う。

納付時に受け取った領収書は紛失してしまったが、納付したのは間違いなく、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録をみると、昭和36年4月にC市において強制加入で資格を取得し、42年6月に資格を喪失した後、50年3月にB市において任意加入で再び資格を取得していることが市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年3月を除く期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、昭和50年3月についてみると、申立人自身が長期間の保険料を一括納付したとしていることから、この月のみを納付したと考えるのは不自然である。

さらに、A出張所で国民年金の業務を始めたのは平成6年7月からであり、同出張所で加入手続をし、納付書を発行してもらったとの申立人の陳述には符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる事情は確認されず、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 60 年 12 月まで

在日外国人が国民年金に入れるようになったと聞き、昭和 57 年ごろに市役所本庁で加入手続を行い、送られてきた納付書により毎月、A出張所の窓口で保険料を納めに行った。その期間の領収書はもらっていない。

保険料額は 6,000 円ぐらいから始まり、何百円かずつ段々と値上がりしていったように記憶している。

申立期間の保険料は間違いなく納めているので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、昭和 61 年 8 月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが前後の加入者の資格の取得時期から推認できる。この場合、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。

また、仮に、昭和 57 年ごろに加入手続を行ったとした場合、申立人は既に 47 歳を迎える年齢であり、以降 60 歳に達するまで納付を継続しても 13 年程度の納付期間しか確保できず、当時の制度では受給権を得られる状況には無かった。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も確認されなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から52年3月まで

私は、昭和42年12月末日に会社を退職し、43年2月の結婚以降、当初は区役所から集金に来た人に、途中からは納付書で主人の分と併せて定期的に夫婦二人分の保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年2月の結婚以降、夫の分と併せて夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和52年12月2日であることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、50年9月以前の期間は、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの間については、過年度納付は可能であったものの、市では過年度納付金の取り扱いを行っておらず、定期的に保険料を現年度納付してきたとの申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間は110か月と長く、これほど長期にわたり行政側が事務的処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、別の同手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含めて氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その形跡は見当たらなかった。

そのほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A市B区において住み込みで働いた後、昭和36年ごろ、1か月ほどA市C区に住む姉の自宅に同居していたが、すぐにA市D区E町のアパートに移り住んだ。国民年金の加入時期及びその手続の状況についてはよく覚えていないが、そのころに区役所から集金人が来て、3か月の保険料として300円を納付した記憶がある。

また、その後、同じD区内で何度か住所を変更したが、D区Fのアパートに住んでいた昭和39年ごろ、私が不在の時に結婚前の妻が友人と私の自宅を訪れた際、偶然、集金人が来て、妻が保険料の300円を立て替えてくれたことをはっきりと覚えているので、その前後の期間も集金人に保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和36年12月20日に申立人の姉の住所とされるA市C区において発行され、その約4年半後の41年7月15日に初めてA市D区Gに住所変更されていることから、それまで申立人による国民年金に関する住所変更手続が行われなかったものと考えられる。したがって、この間、申立人の実際の居所と区の記録上の住所が異なり、集金人が、申立人宅に保険料を集金に訪れることが困難であったものとみるのが自然であり、同年金手帳の昭和36年度から40年度までの印紙検認記録欄を見ても、国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が無く、右側の印紙検認台紙が、住所変更手続が行われた日の検認印で割印して切り取られていることから、当該期間の保険料は、この年金手帳を使用して、印紙による現年度納付が行われなかったことが分かる。



また、申立人の社会保険庁の記録をみると、申立期間直後の昭和 39 年 4 月から納付済みとなっていることから、申立人は、住所変更手続が行われた 41 年 7 月時点において、時効にかからず納付が可能であった 39 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料をさかのぼって過年度納付したものと考えられ、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を集金人に印紙で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私がA市に住んでいた昭和36年ごろ、母が隣人と一緒に市役所へ出向き、私の国民年金の加入手続も一緒に行ったと聞いている。

その後、母と一緒にB市、C市D区と住所を変え、昭和43年8月に母がE市に帰るまで、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

母がE市に帰る際、母から私の国民年金手帳を手渡されたが、それがどのようなものであったのか、今となってはよく覚えていないし、手帳の中を開いて見た記憶も無いが、申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた昭和36年ごろ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を一緒に行ったと聞いているとし、その後、母親が43年8月にE市に帰るまで、母親が申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てていることから、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な加入状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人の結婚後の住所であるC市F区(現在は、同市G区。)において、昭和44年5月16日に、申立人の妻と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人及びその妻の納付記録をみると、ともに、その時点において現年度納付が可能であった申立期間直後の同年4月から保険料の納付を開始していることが分かる。したがって、この手帳記号番号によっては、当時、E市に帰っていたとする申立人の母親が、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間のうち、42年3月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立てどおり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付するためには、A市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、H社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、申立人から要望のあった別の読み方も含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、時期は覚えていないが、自治会の回覧で、国民年金保険料をさかのぼって納付すれば、今からでも国民年金に加入できることを知ったので、財布に10万円を入れて区役所に出向き、元夫の分とともに加入手続を行った後、すぐに区役所の会計において、私と元夫の二人分の保険料を昭和36年4月にさかのぼって納付した。

領収証書は、引っ越しの際に一部を紛失し、すべてが残っている訳ではないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は覚えていないが、財布に10万円を入れて区役所に出向き、申立人の元夫の分とともに国民年金の加入手続を行った後、すぐに元夫を含めた夫婦二人分の保険料を昭和36年4月にさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和51年3月ごろに、申立人の元夫と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は、申立人自身の47年4月から50年3月までの保険料2万8,800円を納付した社会保険事務所の領収証書及び同年4月から51年3月までの保険料1万3,200円を納付した市の領収証書を所持しており、いずれもその領収印が同年2月2日付けであることから、この日に、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続が行われたものと推測され、申立人の当該期間の保険料がまとめて納付されたことが分かる。

また、申立人及びその元夫の特殊台帳を見ると、ともに昭和50年度の保険料は現年度により完納しているが、申立人はさらに、昭和51年2月に、47年

4月から同年12月までの保険料を附則第18条により特例納付し、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、所持する領収証書の内容と一致している一方、領収証書を紛失したとする申立人の元夫については、これらの納付記録は見当たらない。このことは、申立人及びその元夫の加入手続きが行われたとみられる51年2月時点において、申立人は既に38歳であり、それ以降60歳期間満了まで保険料を納付しても年金受給資格期間である25年に満たない状況であったが、申立人の元夫は、当時35歳であり、60歳期間満了まで25年あることから、申立人のみが、年金受給資格期間を確保する必要があり、所持する領収証書により申立期間直後の47年4月までさかのぼって保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を特例納付した場合を含めて当時の納付金額を試算すると16万800円であり、元夫と合算すると32万1,600円となることから、いずれの場合においても、申立人が区役所に持参したとする10万円を超え、その日に、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年10月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年10月まで  
② 昭和53年4月から54年3月まで

昭和36年8月に会社を退職し、その後、38年ごろにA区役所で国民年金の加入手続をしたと思うが、手帳を交付されたこと及び免除申請したことなどについてははっきりとは覚えていない。

昭和40年代だったと思うが、区役所の国民年金担当窓口で、過去の免除分の国民年金保険料について、10年以内だったら追納できると聞いた。

このため、詳しい時期及び期間までは覚えていないが、何回か追納を行ったはずである。

申立期間①の保険料についても、時期は覚えていないが追納したはずであり、免除のままとされていることは納得できない。また、申立期間②の保険料についても、時期ははっきり覚えていないが、銀行預金から20万円を引き出し、19万8,000円ぐらいを一括納付したはずであり、免除のままとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月に会社を退職し、38年ごろに国民年金加入手続を行なった後、時期は不明確であるが、過去の免除分の国民年金保険料について、申立期間①及び②の期間を含め、何回か追納を行ったと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月31日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、36年10月から37年9月までの国民年金保険料については制度上追納することができず、また、同年10月については追納

することは可能であるものの、手帳記号番号払出当初に当たる昭和 47 年度分の保険料は未納となっており、当該 1 か月の追納のみを行ったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料として 19 万 8,000 円ぐらいを一括して納付したと申し立てしているところ、当該期間の保険料は合計で 3 万 2,760 円であり金額が一致しない。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間以外の国民年金保険料について数回にわたり追納した記録が見られるものの、申立期間の保険料については追納をうかがわせる事蹟<sup>じせき</sup>は無く、申立人は、何回か保険料の追納を行ったと主張しているものの、その時期及び金額等に関する記憶は不明確であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年12月まで

国民年金の加入については、加入勧奨のことを聞き、時期ははっきりとは覚えていないが、自分自身で手続をしたと思う。

保険料の納付については、当初勤めていた会社が厚生年金保険の適用が無かったため、自分で集金人又は区役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納であるはずはない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月19日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、42年4月から43年3月までの期間については過年度保険料となり、集金人及び区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認欄を見ても、申立期間後の昭和44年1月以降分については検認印が確認できるものの、申立期間については検認印が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法等に関する記憶が不明確であり、申立人から保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料は特例納付制度を利用して、昭和54年3月ごろに、53年4月から同年11月までの保険料と一緒に納付したにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

A市の被保険者名簿の検認記録欄を見ると、昭和41年8月に(Γ)の記号が記載され、また、53年の欄には本年度完納とゴム印が押されている。これらは、申立期間の保険料が納付済みであることを示す表記であると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付制度を利用して、昭和54年3月ごろに53年4月から同年11月までの現年度保険料と一緒に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月19日に払い出されているところ、当時は、第3回特例納付実施時期に当たっていたことから、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、41年8月から51年12月までの国民年金保険料を特例納付し、52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付することは可能である。

しかし、その場合、特例納付保険料は50万円及び過年度保険料は3万600円となり、昭和53年4月から同年11月までの現年度保険料の2万1,840円を合わせると、合計で55万2,440円と高額になるが、申立人は具体的な納付金額は覚えていないとしている。

また、申立人は、被保険者名簿の(Γ)の記号は国民年金保険料納付済みの開始月を示す表記であると申し立てているが、この点について、A市では、当該表記は申立人の20歳到達月である強制加入開始月を意味するものであると回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人は、自身の特例納付保険料を現年度保険料と一緒に納付したと主張するものの、具体的な納付方法及び納付場所等についての記憶は不明確であり、保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から47年3月まで

昭和46年9月ごろ、妻が区役所の国民年金窓口で夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。また、加入した1年後に、妻が区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金手帳を交付されたと聞いている。保険料については、時期は覚えていないが区役所の窓口で妻が夫婦二人分の保険料を3か月ずつ納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろ、妻が、区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、窓口で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は夫婦連番で昭和47年10月24日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所の窓口で納付することはできない。

また、申立人の妻は、国民年金保険料をさかのぼって銀行等で納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人及び申立人の妻から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

昭和46年9月ごろ、私が区役所の国民年金窓口で夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたと思う。また、加入した1年後に、同区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金手帳を交付された。保険料については、時期は覚えていないが区役所の窓口で私が夫婦二人分の保険料を3か月ずつ納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、窓口で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は夫婦連番で昭和47年10月24日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所の窓口で納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって銀行等で納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人及び申立人の夫から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間及び45年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで  
② 昭和45年4月から同年12月まで

結婚を契機に、夫が国民年金への加入手続を行ってくれたと思うが、夫は既に他界している。

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を、毎月、納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付した。

納付書は青色で1年分が1冊となったものが役所から送られてきて、納付の都度、領収書を受け取った。

夫と一緒に夫婦二人分を納付していたのに夫の分だけ納付済みとなり、私の分が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和38年に夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、毎月、納付書により金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和40年1月20日と47年7月31日の2度払い出されており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

なお、その後、これら二つの国民年金手帳記号番号は、後者の手帳記号番号に統合処理されている。

しかし、申立人が夫婦連番で2度目の手帳記号番号の払出しを受けた時点で、申立人は37歳で夫は39歳であったこと、また、夫婦共にそれまで未納期間があったことから、年金受給資格を満たすには、夫婦共に特例納付制度を利用する必要があったと推測される。

そこで、特殊台帳を見ると、昭和 53 年 10 月に、申立人は 36 年 4 月の 1 か月、申立人の夫は 36 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月のみが特例納付され、これにより夫婦共に 60 歳到達時点での納付済月数を年金受給資格を得るために最低限必要な 300 月としていることが確認できる一方、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと申し立てているが、市では、昭和 48 年 3 月まで印紙検認方式により保険料を収納しており、当時の制度状況と符合しない上、申立期間②については、夫の保険料も未納となっている。

加えて、申立期間は合わせて 33 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私の夫のねんきん特別便によると、A社を定年退職した後に勤務したB社における勤務期間のうち、入社日である昭和37年1月21日から同年3月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

B社には以前からの知り合いであった同社会長から誘われて、A社を退職した翌日に入社した。会長からはすぐに厚生年金保険に加入させてあげるからと言われたことを覚えている。

申立期間において、B社に在職して厚生年金保険にも加入していたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和37年2月1日にB社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から、「申立人は、私が入社した時には既に在職しており、自分より1か月ぐらい先輩だなと思った。」旨の陳述を得たこと、及び申立期間当時に同社で労務を担当していた同僚から、「申立人は、会長の紹介で55歳を過ぎてから採用した。」旨の陳述を得たことから、申立人が、A社を退職直後にB社に入社したことは認められる。

一方、上記の労務担当者から、「当時は会社として社会保険の加入規程をきちんと定めていた時代ではなかった。申立人は会社の定年(55歳)を過ぎてからの採用であったので、正社員扱いではなく、期間は記憶にないが、試用期間というか、入社後しばらくは社会保険に加入していなかったはずである。」旨の陳述が得られた。

また、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「入社は、第二室戸台風（昭和 36 年 9 月 16 日）の直前の昭和 36 年 9 月初めであったことは間違いない。」旨の陳述が得られたほか、「1 月又は 2 月ごろに入社した。」旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年 6 月 1 日となっており、理由は確認できないが、通常の社員の中においても入社から被保険者資格の取得まで 4 か月から 5 か月程度期間が空いている例が認められる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の B 社に係る被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和 37 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

以上の事情から、申立人については、申立期間は試用期間的な扱いとなっており、事業所では、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から平成 12 年 1 月 28 日まで  
私は、昭和 56 年 12 月 1 日にA社に入社し、平成 12 年 1 月 28 日に退職するまで同社でB業務従事者として勤務した。

社会保険庁の記録によると、A社勤務中の標準報酬月額が、昭和 56 年 12 月から 57 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から平成 10 年 12 月までは 26 万円とされているが、同社では、入社から退職まで手取り給与として固定で 35 万円を現金手渡しで受け取ってきたので、あらかじめ控除されているはずの税金及び社会保険料を含めると、総額では 44 万円から 45 万円の給与が支給されていたはずである。社長からは、税金及び社会保険料はすべて会社で負担しているので大丈夫と説明を受けていた。

当時の県市民税証明書等は破棄したが、平成元年\*月に銀行に提出した分譲住宅購入資金借入申込書、及び住宅ローンの借換えの際に銀行に提出した借入申込書（平成 9 年\*月）で当時の月収額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している銀行に対する「平成元年度分譲住宅購入資金借入申込書」によると、申立人の月収は、45 万 8,333 円、また、平成 9 年\*月\*日付けの銀行に対する「住宅ローン借入申込書」によると、申立人の年収（賞与を除く。）は 480 万円（1 か月当たり 40 万円）であることが認められる。

一方、A社の代表取締役から、「当時は、会社の社会保険料負担をできるだけ少なくするため、社員全員について標準報酬月額を過少に申告していた。給与は明細書を添付せずに毎月一律の現金を封筒に入れて渡しており、社会

保険料は私の判断で従業員に支払う給与とは別に、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づいた金額を会社で全額負担して納付していた。申立人については入社以来、毎月固定で35万円を給与として支払っていたが、標準報酬月額について入社時は30万円、昭和57年10月以降は26万円として届け出ており、当該届出金額に基づく保険料を会社が納付していた。私自身も当初50万円の給与を受け取っていたが、標準報酬月額は30万円として届け出ていた。」旨の陳述を得た。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に係る申立期間中の標準報酬月額について、遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられた形跡は認められない。

さらに、申立人は、申立ての根拠について、「給与の手取り額が35万円であれば、税金及び社会保険料控除額を含めた支給総額は44万円から45万円はあったはずで、当然のこととして厚生年金保険料は44万円から45万円の標準報酬月額に見合う金額が控除されていたと考えられる。」旨陳述しているところ、申立人から提出された銀行に対する住宅購入資金の借入申込書においては、給与からの厚生年金保険料控除の有無及び控除金額について確認することはできない。

加えて、申立人の同僚3人は、「当時、給与は現金で受け取っており、給与支払明細書は添付されていなかった。給与支給額は覚えておらず、保険料控除については分からない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 24 日から 41 年 5 月 26 日まで  
③ 平成 5 年 9 月ごろから 6 年 4 月ごろまで

社会保険庁の記録によると、A社及びB社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、両事業所における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①及び②)。

また、平成5年9月ごろから6年4月ごろまで、C業務を行っているD社に勤務し、E市にあるF社に派遣されてG業務に従事していた。正社員として働いていたので、厚生年金保険に加入していたと思う。同社における勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間③)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金はB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年7月29日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の前後計100人のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性22人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人

を含め18人みられ、うち17人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③については、D社から、「F社のG業務に派遣されていた者は、全員がH社（D社の関連会社）の所属であった。」旨の陳述が得られた。また、社会保険事務所が保管しているH社に係る厚生年金保険被保険者名簿、及び同社から提出された同社独自の「雇用保険取得・喪失記録」において、申立人が記憶していた上司（死亡）の名前が確認できることから、申立人は、D社ではなく、H社に勤務していたことが推測できる。

一方、H社が保管している同社独自の「社会保険取得・喪失記録」及び「雇用保険取得・喪失記録」において、申立人の記録（旧姓を含む）は確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているH社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたことは考えられない。

さらに、申立人が同僚と申し立てている者の名前が、H社の「社会保険取得・喪失記録」で確認できないほか、申立期間当時に同社で厚生年金保険に加入している同僚から、「自分が厚生年金保険に加入したのは、入社から6か月後であった。」旨の陳述を得た。

加えて、申立人は、「勤務期間ははっきり覚えていない。また、健康保険証を受け取ったか、給与から保険料を控除されていたかもよく覚えていない。」旨陳述しているほか、H社の担当者から、「申立人の名前は記憶にない。雇用保険にも記録が無いということは、ほんの短期間しか勤務していなかったのではないかと思う。」旨の陳述が得られた。

以上の事情から、H社から派遣されている勤務者の中には、何らかの事情により同社の厚生年金保険に加入していない、又は、加入まで数か月間の期間を要していた者が存在することが推認できるところ、申立人については未加入で

あったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月23日から29年1月30日まで

私は、A県からB県に来て、昭和28年3月23日からC市(当時は、D市。)に所在するE社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が29年1月30日とされている。

高校在学中に病気を患ったことがあり、入社してから早いうちに健康保険証の交付を受け、近くの病院に通院していたことを覚えている。

申立期間において、E社に勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社の現事業主から、「申立人は、昭和28年の春ごろに入社してきたことを覚えている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社に在職していたことは認められる。

一方、E社の現事業主から、「私は、昭和27年夏ごろにE社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社から約2年後の29年7月10日となっている。当時は、入社後直ちに社会保険には加入させず、通常半年から1年ぐらいの試用期間的なものがあつたように思う。」旨の陳述が得られた。

また、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、「高校を卒業後、昭和26年10月ごろにE社に入社した。」旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和27年6月1日となっており、入社から被保険者資格の取得まで約8か月の未加入期間があることが認められる。

さらに、昭和26年6月1日にE社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚について、別の同僚から、「中学卒業後入社してき

た。」旨の陳述が得られたところ、生年月日から同社入社日は24年春ごろと推測され、入社から厚生年金保険加入まで、現事業主とほぼ同程度の未加入期間があったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人のE社における被保険者資格の取得日は昭和29年1月30日となっており、オンライン記録と一致していることが認められる。

以上の事情から、E社では、申立人について、申立期間中は試用期間扱いとして厚生年金保険には加入させていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 5 日から 36 年 10 月 10 日まで  
社会保険事務所において、A社の厚生年金保険加入期間について調査してもらったところ、何度調べても脱退手当金受給済みという回答が返ってくる。脱退手当金は請求しておらず受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年1月11日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 24 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年8月8日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 2 日から 31 年 9 月 24 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 16 日から 34 年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録によれば、A市にあるB社及びC社の2社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金を受給したとされる昭和 37 年 6 月 5 日は、会社を退職して 2 年 8 か月も経過しており、子育ての最中であって受給できるはずがない。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の計算のためと思われる被保険者期間（自 29. 10. 2 至 32. 9. 30 29 月）及び標準報酬月額合計額（16 万 3,000 円）の記載が確認できるほか、申立人の脱退手当金は昭和 37 年 6 月 5 日に支給決定されているが、直前の同年 4 月 14 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、脱退手当金支給決定直前の昭和 37 年 5 月 17 日付けで、旧姓から新姓へ氏名変更されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立てに係る2回の厚生年金保険被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然であるほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年6月4日まで  
戦時中にA社B部に勤務し、終戦後は同社を引き継いだC社に昭和21年4月1日から23年6月4日まで勤務していたが、同社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。  
脱退手当金については、請求も受給もしていないので、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和23年8月19日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、保険給付欄には、脱退手当金支給記録が確認でき、記載されている支給金額、資格期間及び支給年月日等はオンライン記録と一致している。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計5ページ(75人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格喪失した13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め8人みられ、うち7人が資格喪失後約2か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4187

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から30年1月20日まで  
A社B営業所の厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、請求手続はしておらず、受け取った記憶も無い。  
脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和30年5月28日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B営業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計5ページ(100人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した20人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人みられ、うち8人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から同年 12 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、C社。）B事業所に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B事業所で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、C社は、「自社が保管する厚生年金保険の資格取得書類（昭和 18 年 4 月から 20 年 3 月まで。）を検索したが、申立人の氏名は確認できなかったことから、厚生年金保険料は控除していなかったはずである。」と回答している。

また、社会保険事務所のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から30年9月1日まで  
② 昭和31年2月8日から32年4月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社での被保険者期間が昭和30年9月1日から31年2月8日までであるとの回答であったが、同社では、29年4月から3年間勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の息子であり同僚であった者の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が、A社において3年程度の期間、勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A社は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の記録も残されておらず、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間①については、申立人と同日付けで資格を取得している被保険者が3人いるところ、このうち申立人と同職の同僚は、「申立人と同時期に入社したが、申立人と同様に入社時から1年以上の期間が厚生年金保険に未加入となっている。」と陳述しており、また、申立人は、申立人と同日付けで資格を取得している女性社員について、申立人よりもかなり前から勤務していたと陳述していることから、A社においては、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない社員がいたことがうかがえる。

さらに、申立期間②については、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る者のうち連絡先を確認できた者15人に照会したところ、申立人と同職であったとする2人から、A社における自身の厚生年金保険被保険者期間について、申立人と同様に未加入期間があるとの回答が得られたことから、同社の社員について、何らかの事情で、厚生年金保険に加入していない期間のあることがうかがえる。



加えて、社会保険事務所のA社に係る事業所台帳において、事業所による申立人の昭和31年2月8日付け資格の喪失の届出日が同年3月10日であることが確認でき、また、前述被保険者名簿には、資格の喪失に伴い健康保険証を返還したことを表す「証返」の押印が認められ、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 34 年 8 月まで  
② 昭和 36 年 2 月から 38 年 1 月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 8 月 13 日までは A 社で、同日から 35 年 10 月 21 日までは B 社において加入記録が有るとの回答をもらった。

私は、夫より先に B 社に勤務しており、夫が同事業所に入社したのは昭和 32 年 10 月であり、また、夫が A 社に勤務したのは、結婚後の 36 年 2 月から 38 年 1 月までであると記憶している。

社会保険事務所の記録では A 社において厚生年金保険に加入していたとされている申立期間①については、B 社での加入期間であり、A 社には申立期間②において勤務し厚生年金保険に加入したと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社ではなく、B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間については、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録のある同僚の一人は、「申立人は自分と同じ昭和 34 年に入社した。」と陳述している。

さらに、B 社は昭和 46 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も所在不明であり、当該事業所及び当時の事業主から申立

人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の同社での厚生年金保険の加入記録は、昭和32年10月1日から34年8月13日であることが確認できる。

また、申立人は、昭和36年2月ごろA社に入社し厚生年金保険に加入したと申し立てているが、前述の被保険者名簿を見ると、同年1月5日に被保険者資格を取得した2人を最後に同社において資格を取得した被保険者はいない上、同社は同年6月10日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

さらに、当該被保険者名簿に加入記録のある複数の同僚に照会しても、申立人が、申立期間同時に、A社に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、当時の事業主は所在不明であり、A社及び当時の事業主から申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年から同年 8 月 11 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 3 日から 37 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 33 年から 37 年まで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 43 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

また、A社において申立期間当時に社会保険事務担当者であった者は、「申立人は、昭和 33 年に中途採用で入社し、1 年も経たないうちに退社したのを記憶している。社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の手続については、当時、会社の規模が小さかったこともあり、社会保険料の過誤納付が無いように厳しく言われていたので、申立人の厚生年金保険の加入記録は、社会保険事務所の記録どおりの昭和 33 年 8 月 11 日に資格を取得、34 年 3 月 3 日に資格を喪失で間違いないと思われる。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録のある複数の同僚に照会したところ、複数の同僚は、「同社では試用期間などは無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4192

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、A社のB出張所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間も継続して同社B出張所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和33年4月1日に、同社のC本社を除く全出張所（同社D出張所及び同社B出張所。）に勤務していた従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後、これら被保険者資格を喪失した従業員のうち、同社D出張所から同社C本社に転勤となった従業員が同年9月13日に、申立人ほか3人の従業員が同年10月1日に、それぞれ被保険者資格を再取得していることが確認できることから、A社では、申立期間当時、何らかの事情により、同社D出張所及び同社B出張所勤務であった従業員の被保険者資格の喪失及び再取得手続を行ったものと考えられる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「社会保険の手続はC本社ですべて行っていたが、営業と事務との役割分担ができており、自分は事務の方にはほとんど関与していなかったため、当時の社会保険の取扱いは分からない。」としている。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、既に死亡しているため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除等の状況を確認することはで

きない。

加えて、前述の被保険者名簿には、昭和 33 年 4 月 1 日の被保険者資格の喪失時に、申立人の健康保険証が返還されたことを示す「証返」の記載が見られ、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から35年3月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入の記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、A社(現在は、B社。)に勤務し、F業務に従事していた。また、E社(現在は、C社。)D部の繁忙期にはそこへ出向し、G業務に従事していた。出向時も、給与はA社から支払われていた。

正社員としてA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、所在が判明し連絡の取れた元同僚7人のうち、自身の入社日を記憶していた者については、入社後22か月間は厚生年金保険に未加入であったことが確認でき、別の元同僚は、「申立期間当時の従業員から、厚生年金保険に未加入期間の有る者もいたと聞いている。」と陳述していることから、A社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが考えられる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無い。

加えて、C社の社員記録に、申立人の在籍記録は無い。



このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4194

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月ごろから33年11月ごろまで  
私の夫は、B業務従事者として、昭和32年8月ごろから33年11月ごろまで、A社に勤務していたが、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

当時の同僚の名前及び給与から厚生年金保険料が控除されていたか等は、はっきり分らないが、勤務していたのならば、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年8月ごろから33年11月ごろまでA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の保管する人事記録によると、申立人は、昭和33年6月10日に同社に採用されて、同年9月13日に退職した記録となっており、同社は、人事記録に記載されている期間以外は、申立人は在職していなかったとしている。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「C職種の中には、短期間しか勤務しない人、すぐに自営する人、他社から異動してくる人などいろいろな人がいた。中には厚生年金保険に加入しない人もいたが、これらの人の給与から、保険料は控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人と職種、雇用形態及び年齢が同じ従業員は、A社の人事記録により、昭和31年2月28日に同社に正社員として採用されていることが確認できるが、社会保険事務所では、同人の被保険者資格の取得日は同年12月1日と記録されており、採用後9か月は厚生年金保険に加入していない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿か

ら、申立期間に加入記録のある従業員のうち聴取できた9人中6人は、「採用後2か月から4か月は厚生年金保険に加入しない期間があった。」と陳述しており、同社において、申立期間当時、申立人以外にも採用後の一定期間、厚生年金保険に加入していない従業員がいたことが推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答をもらった。  
昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、同年 11 月 30 日以前の期間については適用事業所ではない。

また、A社は、既に廃業しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人の記憶する同僚等の連絡先は不明であり、また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある者 8 人のうち唯一連絡先が判明し、聴取できた従業員は、「私は従業員のことは大体覚えているが、申立人のことは覚えていない。申立人は、私の在職期間中(被保険者期間は昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 2 日まで。)に勤務していなかった。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することはできない。

加えて、前述被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から25年10月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところA社(現在は、B社。)での加入記録が4か月しかない旨の回答をもらった。  
しかし、私は、A社でC業務に従事していたが、この業務は習得するのに最低でも1年間はかかる業務であり、現在厚生年金保険被保険者記録のある4か月程度の期間で習得できるものではない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が従事していたC業務の習得には最低でも1年間はかかるとしているところ、元同僚も同様の陳述をしていることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間又はその一部の期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であるとしている。

また、別の元同僚の陳述から、申立期間当時のA社では、未経験者の場合、1年程度の見習い期間があり、その期間経過後に、D職に認められて初めて本採用になるといった取扱いがなされていたことが推認される所、当該同僚の資格取得日は、同人が記憶する入社時期から約1年後となっている。

さらに、複数の元同僚の陳述から、申立期間当時のA社の従業員には、E業務に近い就労形態があったことが推測される所、同社においてD職であったとされる申立人の父は、同社における厚生年金保険加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 59 年 6 月 16 日まで

私はA社の出資者であり、設立時である昭和 56 年 5 月から継続して勤務していた。

A社では、設立当時は常務取締役、昭和 59 年 10 月からは代表取締役に就任しており、ほかの役員の厚生年金保険加入記録は残っているのに、私の分だけが記録が無いことに納得できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の設立時（昭和 56 年 5 月）から平成元年 12 月までの期間、取締役として同社で継続して勤務していたことは、ほかの取締役 3 名の陳述等から推定できる。

しかし、A社に係る被保険者名簿をみると、健康保険番号に欠番は無く、仮に、同社が申立人に係る資格取得届の提出を漏らしたとすると、社会保険庁からの納入告知書の送付時及び 3 回にわたる算定基礎届提出時に事務処理上の誤りに気付かなかったとは考え難い。

また、A社に係る被保険者名簿をみると、社会保険事務所より総合調査が、昭和 59 年 6 月 16 日に実施されている記録があること、及び社会保険事務所が、同年 6 月 22 日に申立人に係る被保険者資格取得の届出を受け付けた記録があることから、申立人は社会保険事務所による同調査により厚生年金保険被保険者となっていない旨の指摘を受け、同年 6 月 22 日に同社から申立人に係る資格取得届が提出されたものと考えられる。

さらに、A社の当時の社会保険事務を担当していた同僚は既に死亡している

ため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 6 日から 29 年 6 月 2 日まで  
② 昭和 29 年 10 月 15 日から 32 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、昭和 28 年 11 月 6 日から 29 年 6 月 2 日まで及び同年 10 月 15 日から 32 年 8 月 1 日まで A 社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

結婚のため退職したが、当時、脱退手当金という給付制度を知らなかった。脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 9 月 13 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 19 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めた 15 人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から約 4 か月以内に支給決定されており、支給決定日が同一日となっている受給者が複数散見される上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に支給金額、資格期間及び支

払年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月10日から30年4月23日まで  
厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に問い合わせたところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金という言葉聞いたのもそのときが初めてで、請求をしたこともなく、受け取ってもいない。  
50年以上も前のことで参考になる資料も無いが、是非調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社の退職後、昭和40年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで

私は、A 県 B 市から C 県 D 市 E 町に転居し、申立期間は F 社に勤務していた。転居に際しての費用は同社の上司が負担してくれた。申立期間当時は、主に G 市の H 社及び I 市 J 区の K 社に派遣され、L 業務に従事していた。

申立期間は、F 社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司の陳述から、申立人が申立期間において F 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記上司は、「申立人は、申立期間当時、本人の希望により社会保険及び雇用保険への加入を希望せずアルバイトとして勤務していた。」と陳述している。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が記憶している同僚の氏名も無い。

さらに、申立人の F 社での雇用保険被保険者加入記録は確認できない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

なお、申立人は、申立期間に H 社及び K 社に派遣されていたと申し立てているが、社会保険庁の記録において、申立人の当該両事業所に係る被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。この期間には国民年金にも加入し、国民年金保険料を納めていた。後になって、厚生年金保険に加入していれば、国民年金保険料の納付が不要であることが分かり、手続を行って還付金を受け取っている。

申立期間は、厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたはずであり、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、A社は、昭和 45 年 \* 月 \* 日に設立され、平成 11 年 \* 月 \* 日に解散となっている。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社の事務担当者、同僚の氏名及び連絡先等を詳しく覚えておらず、これらの者からは勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

なお、申立期間に係る国民年金保険料が還付された理由については、社会保険事務所は、「当時の資料が残っておらず、不明である。」としているほか、B市は、「誤って申立期間の国民年金保険料が還付された可能性は否定できない。」としている。

加えて、申立人に還付請求手続の説明を行ったとされるC社(A社を退社後、入社した会社。)の担当者については、連絡先が分からず、国民年金保険料の

還付をめぐる事情を明らかにすることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月から 11 年 5 月まで  
私は、A社からB社に平成 10 年 9 月から 11 年 5 月まで派遣されていた。  
しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の陳述及び雇用保険の記録により、申立人が平成 10 年 9 月 16 日から 11 年 4 月 30 日まで同社からB社に派遣されていたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立人は、期間雇用契約社員であり、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者資格取得届は保管しているものの、申立人の名前は無い。また、申立人に係る賃金台帳は保管していないものの、資格取得届を出していない人の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、申立人が同時期に同社から派遣されていたとしている同僚の記録も無い。

これらのことから、事業主は、期間雇用契約社員であった申立人について、厚生年金保険の加入手続を行わず、厚生年金保険料を控除しなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間にB社に派遣されていたと申し立てしているところ、社会保険庁の記録において、申立人の同社に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 21 日から 42 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 21 日から 42 年 6 月 25 日まで A 社に勤務し、B 社(現在は、C 社。) D 工場内の工事現場で E 業務従事者として働いていたのに、厚生年金保険の加入記録が同年 5 月 1 日から同年 6 月 26 日までしかないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に A 社で勤務し、B 社 D 工場内の現場で E 業務従事者として勤務していたとしているところ、社会保険事務所の記録では、申立人及び申立人が E 業務従事者の同僚として挙げている 4 人については、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録が確認できる従業員(後に、同社代表取締役社長。)は、「当時、A 社においては、工事現場の E 業務従事者は臨時社員として雇用しており、厚生年金保険に加入していない。」としている。

さらに、同従業員は申立人の同社での厚生年金保険の加入記録が一部あることについて、「当時、B 社 D 工場においては、事業拡張等に伴い多数の F 業務従事者が従事していたが、社会保険等に加入していない業者が多かったことから、役所からの要請等を受けた B 社 D 工場からの指示に従い、A 社が社会保険に加入したが間もなく事業が終了した。」旨、陳述している。

加えて、申立人と同じ厚生年金保険の加入記録があるほかの同僚は、「昭和 40 年から 2 年余り B 社 D 工場内の現場で E 業務従事者として勤務した。申立人と同様、一部しか記録が無いことを承知しているが、記録が無い時期は保険料が控除されていなかったからではないか。」と陳述している。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 42 年 4 月 1 日から同年 6 月 26



日までとなっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ同じである。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 29 年 6 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A市B町のC社に勤めていた昭和28年ごろから29年6月ごろまでの厚生年金保険加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、C社での同僚として名前を挙げている4人中2人の同社での厚生年金保険加入記録は見当たらない上、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での被保険者記録が確認できる者は、申立期間当時の同僚として2人の名前を挙げているが、当該同僚2人についても同社での厚生年金保険加入記録は見当たらない。

また、昭和28年4月1日にC社での資格を取得している同僚は、「就職時点の社員数は30人ぐらいであった。」と陳述しているが、同日時点の同社における厚生年金保険被保険者数は20人であることが同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

これらのことから、申立期間当時のC社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったものと考えられる。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

加えて、C社は昭和30年3月31日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 24 日から 58 年 4 月ごろまで

私は、昭和 56 年 8 月 19 日から 58 年 4 月ごろまで A 社に勤務していた記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者期間は昭和 56 年 8 月 19 日から同年 10 月 24 日までとなっている。

同時期に入社した同僚よりは、私の方が早く退社したが、納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に申立期間も勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の記録では、昭和 56 年 8 月 19 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 23 日に離職となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人と同時期に A 社に入社したとされる同僚は、「私自身が同社を退職する前に申立人が退職したことは記憶しているが、申立人の退職時期までは覚えていない。」と陳述している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の同社での在籍が確認できる複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。」と陳述している。

さらに、当時の事業主は、「私自身が、申立人を含む 2 人に A 社への入社を勧奨して採用したが、事情があつて、申立人は 2 か月で辞めてもらった。」と陳述している。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中の昭和 57 年 10 月の標準報酬月額額の定時決定における申立人に係る記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月から34年10月まで  
: ② 昭和39年から42年まで

私は、昭和33年11月から34年10月まではA社に、また、39年から42年まではB社に、いずれもC業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社及びB社に勤務していた期間は、厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での申立期間当時の在籍が同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の同社での在籍に関する陳述を得ることはできなかった。

また、A社は、昭和40年11月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人の同社での在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

申立期間②について、B社での申立期間当時の在籍が同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚の一人は、「申立人が同社に在籍していた記憶がある。」と陳述しており、申立人が同社に在籍していたことは推定できるものの、上記同僚は、「申立人の在籍時期、在籍期間及び勤務実態までは分からない。」と陳述している。

また、B社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況は不明である。」としている。

さらに、申立人よりも半年早くB社に入社し、申立人を同社に紹介したとされる同僚についても、同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人は、同社にC業務従事者として勤務していたと申し立てしているところ、

同社での別の同僚は、「私自身もC業務従事者として入社しており、正社員になるまで厚生年金保険に未加入だった。」旨を陳述している。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 4 月末日までの間、A 業務従事者として B 社に勤務していた。  
しかし、社会保険庁の記録では、昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 5 月 1 日までの 6 か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の同社での申立期間における在籍に関する証言等を得ることはできなかった。また、申立人の申立期間に係る雇用保険記録も確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主は、「当時、同業他社による C 業務従事者の引き抜き防止のため、C 業務従事者として雇用していた従業員の社会保険等の手続はきちんと行っていたので、社会保険庁の記録に間違いはない。また、従業員の退職時には、健康保険証を回収し、被保険者資格喪失届に添付して、社会保険事務所に提出していた。」旨を陳述しており、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の健康保険証が被保険者資格喪失に伴い返納されたことを示す記録が確認でき、同社での申立人の被保険者資格喪失に係る記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 6 日から 54 年 11 月 1 日まで  
私は、A免許を取得した昭和 52 年 10 月 6 日からB社（現在は、C社。）にD業務従事者として勤務し、54 年 10 月末日に退職した。

しかし、社会保険庁の記録では、B社に勤務した期間は厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E団体発行の申立人に係る登録原簿及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人が、期間は特定できないものの、申立期間当時に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、B社の経営を継承したC社では、「申立期間当時の資料等は廃棄済みのため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は分からない。」としている上、申立期間当時の事業主及び事務担当者の所在も不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

また、B社での複数の同僚は、「当時、同社では、雇用形態によって社会保険への加入に差異があった。」旨陳述しており、申立人と同時期にA免許を取得し、申立人と同日から同社にD業務従事者として勤務したとされる同僚の同社での厚生年金保険被保険者記録も見当たらないことから、申立期間当時の同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。



このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 8 日から 42 年 5 月 22 日まで  
② 昭和 43 年 5 月 16 日から 44 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 1 日から同年 6 月 24 日まで  
④ 昭和 44 年 6 月 25 日から 45 年 4 月 26 日まで

社会保険庁の記録ではA社、B社、C社及びD社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無い。私が手続をしたという証拠を見せてもらわないと納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給もしていないとしている。

そこで、申立期間において申立人が勤務した最終事業所のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間を含む昭和41年4月から47年12月までの国民年金保険料を50年12月31日に特例納付していることが、申立人に係る国民年金被保険者台帳から確認でき、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 24 日から 38 年 4 月 21 日まで  
社会保険庁の記録では、A社B工場に勤務していた昭和 29 年 3 月 24 日から 38 年 4 月 21 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資の格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 7 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計 5 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 22 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 21 名であり、その全員が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 14 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、A社、B社及びC社で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時、私は、脱退手当金制度のことは知らなかったし、請求手続きをしたことも、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和41年4月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同社での被保険者資格の喪失後の昭和41年3月18日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は同年4月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 10 月に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、3名の先輩従業員の氏名を挙げているが、当該3名の先輩従業員は、当該従業員の被保険者資格取得日より1年7か月から2年7か月遅れて同資格を取得していることが確認できる。このため同社では、当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、A社は、昭和 54 年 12 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 25 日から 47 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 3 月 5 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、A社に昭和 40 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで勤務したが、社会保険事務所の記録では、45 年 12 月から 47 年 4 月まで国民年金の保険料が納付されたことになっている(申立期間①)。

また、B社に昭和 47 年 5 月 1 日から 63 年 1 月ごろまで勤務したが、社会保険事務所の記録では、54 年 3 月から 63 年 1 月まで国民年金の保険料が納付されたことになっている(申立期間②)。

申立期間①及び②ともに、国民年金の保険料を納付した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、申立人が記憶している同僚4人は、申立人と同じ昭和 45 年 11 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが社会保険事務所の記録により確認でき、また、このうち2人が、「申立人を含め、昭和 45 年 11 月に同社を退職した。」と供述している。

また、申立人は、申立期間内である昭和 45 年 12 月から 47 年 4 月までの期間において国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。さらに、上記同僚のうち1人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間②については、申立人は、B社の商業登記簿から、同社の設立時(昭和 47 年\*月\*日設立登記。)より取締役として業務に関与していたことが確認

できる。

しかしながら、B社は、社会保険事務所の記録において、昭和54年2月28日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが確認でき、また、商業登記簿の記載から59年\*月\*日に解散していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚5人は、申立人と同じく昭和54年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、このうち2人は、「申立人を含め、昭和54年2月28日に同社を退職した。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間である昭和54年3月から63年1月まで、国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。また、B社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった日に資格を喪失している申立人以外の7人について、社会保険庁の記録を確認したところ、記録の確認ができなかった2人を除いた5人が、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 31 年 3 月 7 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に昭和 29 年 9 月 1 日に入社したとしているが、入社時に既に同社で勤務していたとする先輩同僚の同社における厚生年金保険加入記録をみると、同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人が入社したとする日より遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から昭和 30 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、同社に 29 年 4 月に入社したとしており、18 か月遅れて被保険者資格を取得している。

以上のことから、A社は、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。